# 中学校設置基準 （平成十四年文部科学省令第十五号）

## 第一章　総則

#### 第一条（趣旨）

中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

##### ２

この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

##### ３

中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

#### 第二条

削除

#### 第三条

削除

## 第二章　編制

#### 第四条（一学級の生徒数）

一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。

#### 第五条（学級の編制）

中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。

#### 第六条（教諭の数等）

中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

##### ２

教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

##### ３

中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

## 第三章　施設及び設備

#### 第七条（一般的基準）

中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

#### 第八条（校舎及び運動場の面積等）

校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。

##### ２

校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

#### 第九条（校舎に備えるべき施設）

校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

###### 一

教室（普通教室、特別教室等とする。）

###### 二

図書室、保健室

###### 三

職員室

##### ２

校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

#### 第十条（その他の施設）

中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。

#### 第十一条（校具及び教具）

中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

##### ２

前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### 第十二条（他の学校等の施設及び設備の使用）

中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

# 附　則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### ２

第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

# 附　則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。